

# 一般社団法人日本ラシカル協会 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本ラシカル協会と称する。

### (事務所)

第2条 本法人の主たる事務所は、三重県鈴鹿市に置く。

### (目的)

第3条 本法人は、高齢者及び生活支援を必要とする人々に対して、日常生活の支援や福祉サービスを提供し、地域社会の安心と共生を促進することを目的とする。

### (事業)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 高齢者及び生活支援を必要とする人々への買い物同行、通院付き添い、行政手続き支援等の日常生活支援事業
  2. 生活支援を担う人材の育成及び研修事業
  3. 生活支援サービスの運営及び全国同一条件で利用可能なサービスネットワークの展開
  4. 会員の要望に応じた新たな福祉・生活支援サービスの開発及び提供
  5. 高齢者支援プロジェクトの企画、運営及び管理
  6. 高齢者を対象とした身元保証、死後事務、財産管理及び成年後見に関する事業
  7. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 本法人の事業は、法人の目的に沿った非収益事業（本来事業）として実施し、法人税法第2条第13号に規定される収益事業には該当しない範囲で運営する。なお、将来的に収益事業を行う場合は、理事会及び社員総会の承認を経て、別途定めるものとする。

### (公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告により行う。

## 第2章 会員

### (会員の種別と権利義務)

第6条 本法人の会員は、次の2種とする。

1. 正会員 本法人の目的に賛同し、運営に参加する個人又は法人で、社員総会における議決権を有する者
2. 賛助会員 本法人が提供する生活支援サービス等を利用する個人又は法人で、議決権を有しない者

### (入会)

- 第7条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 理事会は、入会希望者の適格性を審査し、承認又は不承認を決定する。不承認とした場合でも理由の開示義務を負わない。
  - 3 正会員については、原則として既存正会員の推薦を必要とする。ただし、理事会が必要と判断した場合はこの限りでない。

(会費)

第8条 会員は、社員総会で定めた基準に基づき、理事会が定める金額の会費を納入しなければならない。

2 会費の見直しが行われた場合、次回の社員総会において報告するものとする。

(退会及び除名)

第9条 会員は、所定の退会届を提出することにより、任意に退会することができる。

2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、理事会の決議により除名することができる。

1. 本法人の名誉を著しく毀損したとき
2. 会費を相当期間滞納したとき
3. その他、本法人の目的に反する行為をしたとき

### 第3章 役員

(役員の種類)

第10条 本法人に次の役員を置く。

1. 理事 3名以上
2. 代表理事 1名
3. 監事 1名以上

(選任)

第11条 理事及び監事は社員総会の決議によって選任し、代表理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(職務)

第12条 代表理事は本法人を代表し、業務を総括する。理事は理事会を構成し、業務を執行する。監事は業務及び財務の監査を行う。

(任期)

第13条 役員の前任期は2年とし、再任を妨げない。補欠役員の前任期は前任者の前任期間とする。ただし、役員が満80歳に達した場合は、その誕生日が属する事業年度に係る定時社員総会の終結の時をもって前任期満了とする。

(役員報酬)

第14条 役員は、社員総会の決議により、報酬を受けることができる。

2 報酬には、役職に対する定額の役職手当及び職務執行に要した実働に応じた日当又は時間給による手当を含むことができる。

3 役職手当は、年額で定めることができ、金額は社員総会において決定する。

4 実働に基づく手当は、理事会が定めた基準に基づき支給する。

5 報酬の支給に関するその他の事項は、社員総会の決議に基づき別に定める役員報酬規程による。

### 第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会はすべての正会員をもって構成する。

(事務局及び事務局長)

第16条 本法人の業務を円滑に遂行するため、事務局を設置し、その長として事務局長

- を置くことができる。
- 2 事務局長は、理事との兼務を妨げない。
  - 3 事務局長の選任及び解任は理事会の議決によって行う。
  - 4 事務局長の職務内容、勤務条件及び給与水準は、民間企業における同種業務に従事する者の水準を勘案し、理事会が別に定める就業規程等に基づき決定する。

(権限)

- 第17条 社員総会は以下の事項について議決する。
1. 事業報告及び決算の承認
  2. 正会員の会費の基準の決定
  3. 賛助会費および協賛金等の資金調達方法に関する基本事項の承認
  4. 役員を選任及び解任
  5. 定款の変更
  6. その他本法人の運営に関する重要事項

(開催)

- 第18条 社員総会は、毎事業年度終了後1回以上開催する。
- 2 社員総会は、理事会の決議により、対面開催又はインターネットを用いた遠隔開催（WEB会議）により行うことができる。
  - 3 正会員は、書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。
  - 4 上記により議決権を行使した正会員は、出席したものとみなす。
  - 5 理事会が提案する議案に対し、全正会員が書面又は電磁的方法で同意した場合、社員総会の議決があったものとみなす。

## 第5章 理事会

(構成)

- 第19条 本法人に理事会を置き、理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第20条 理事会は次の事項を決議する。
1. 業務執行の決定
  2. 代表理事の選定及び解職
  3. 社員総会に付議する事項
  4. 本法人が提供する生活支援サービス等の利用料金その他の利用条件の決定及び変更
  5. 正会員の会費の金額の決定（社員総会で定めた基準に基づく）
  6. 賛助会費及び協賛金の金額その他の具体的条件の決定（社員総会で承認された方針に基づく）
  7. その他社員総会の決議に基づき業務を執行する事項
- 2 前項第4号、第5号、第6号に基づき決定した事項については、次回の社員総会において報告しなければならない。

(開催)

- 第21条 理事会は、必要に応じて代表理事が招集する。

## 第6章 会計

(資産の構成)

- 第22条 本法人の資産は以下によって構成される。

1. 会費 2. 協賛金 3. 寄付金 4. 事業収入 5. その他の収入

(管理)

第23条 資産は代表理事が管理し、その方法は理事会が定める。

(剰余金の分配禁止)

第24条 本法人は、いかなる名目でも会員に対し剰余金を分配してはならない。

(事業年度)

第25条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第7章 定款の変更・解散

(定款の変更)

第26条 本法人の定款の変更は、社員総会において正会員の議決権の3分の2以上の同意をもって行う。

(解散)

第27条 本法人は、社員総会の決議、又は法令に定める事由により解散する。

(残余財産の処分)

第28条 本法人の解散時の残余財産は、国、地方公共団体、又は本法人と同様の非営利活動を行う法人に寄付するものとする。

## 第8章 附則

(設立時の役員)

第29条 本法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	渡邊洋昌	
設立時代表理事	渡邊洋昌	
設立時監事		

(設立時社員の氏名及び住所)

第30条 本法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住所 三重県

設立時社員 渡邊洋昌

住所 愛知県

設立時社員

住所 三重県

設立時社員

住所 宮崎県

設立時社員

(法令の準拠)

第31条 本定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。